

地域計画

策定年月日	令和6年4月8日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	日野町 25383
地域名 (地域内農業集落名)	必佐地区 (増田)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	30.95 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	30.95 ha
② 田の面積	30.95 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.00 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.86 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.07 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	13.95 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	6.04 ha
(備考)現時点では遊休農地無し	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区では全農家(32戸)が認定農家である法人に加入し、高齢化等で耕作不能となった農家の圃場を法人が受け皿となり耕作している。今後も高齢化でその戸数と圃場は増す一方にある。現在、委託された圃場を特定の組合員が管理耕作しているが、その管理者も高齢化が顕著となっている上に後継者不在の農家も多く、今後耕作を誰が担いどのように維持管理していけるのか見通しは立っていない。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

米・小麦・大豆・飼料米・WCSを主要作物とし、一部農家の稲作分を除くすべての栽培は法人経営に一本化する。水稻の品種別団地化とともに、転作作物のブロックローテーションを行なう。水利に難点のある場所や小面積の圃場は、畑作物専用または保全管理とする。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

水稻の品種別集団化や、一定の地区を畑作専用として団地化する。出来る限り畦畔除去と均平化をして、1圃場当たりの面積を拡大し作業効率を上げる。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	14.1	%	将来の目標とする集積率	53.2	%
--------	------	---	-------------	------	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

既に転作は法人がすべてを受け持ち、転作地はローテーションで集団化している。今後、稲作においても一部農家の稲作分を除き法人経営で一本化を目標にする。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
法人としての農用地の集積は、組合員による水稻栽培を法人経営で一本化の合意を得られるかにかかってくる。今後、組合員で話し合いを重ね、管理方法も含め合意形成に繋がるよう取り組んでいきたい。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域内(川向)で地域外の農家(主に豊田)が耕作中の圃場がかなりあるが地主や耕作者は不明にて対応不可。川向の内、わずかながら入り作となっている増田の地主の圃場は話し合いの上で農地中間管理機構を活用したい。
(3)基盤整備事業への取組
1.出来る限り畦畔除去と均平化を行い、1圃場当たりの面積の拡大を図る。 2.歪みや地盤沈下で水漏れが発生している水路の改修工事をする。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
経営体としての維持存続には国や県・町・JA等関係機関と連携しつつ、交付金・補助金等の確たる制度依存が不可欠。今後も協力関係を継続し、高機能農機の導入等でスマート農業の実践に向かって次世代に繋げたい。 また、高齢者から次世代層の幅広い農業従事者の維持確保に努めながら、規模の拡大より持続可能な農業を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
水稻・麦・大豆・飼料米の乾燥調整及び出荷、大豆の刈取り、薬剤のドローン散布、乗用管理機での薬剤散布を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

②水稻栽培地において、化学肥料の使用から極力堆肥使用に変更するとともに、有機栽培に積極的に取り組む。
⑧現在農業機械の一部を、個人の納屋を格納庫としているが、狭い集落内にあり、騒音や泥落とし問題もある。今後、農業機械の一層の大型化も必要となることから、圃場の中心地に専用格納庫を設ける。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和15年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考 (個人経営部分)
認農		水稻・小麦他	4.38 ha	21.16 ha	水稻・小麦他	16.49 ha	8.59 ha	法人:桃色	
利用者		水稻	0.85 ha	ha		ha	ha	①	
利用者		水稻	0.80 ha	ha		0.58 ha	ha	②	
利用者		水稻	0.20 ha	ha		0.10 ha	ha	③	屋敷横
利用者		水稻	0.16 ha	ha		0.16 ha	ha	④	屋敷横
利用者		水稻	0.08 ha	ha		0.08 ha	ha	⑤	
利用者		水稻	0.76 ha	ha		0.76 ha	ha	⑥	屋敷前
利用者		水稻	0.47 ha	ha		0.47 ha	ha	⑦	屋敷裏
利用者		水稻	1.29 ha	ha		0.07 ha	ha	⑧	
利用者		水稻	0.11 ha	ha		0.11 ha	ha	⑨	今後交渉分
利用者		水稻	0.62 ha	ha		0.62 ha	ha	⑩	
利用者		水稻	0.99 ha	ha		ha	ha	⑪	
利用者		水稻	0.49 ha	ha		ha	ha	⑫	
利用者		水稻	0.50 ha	ha		0.50 ha	ha	⑬	
利用者		水稻	0.40 ha	ha		0.40 ha	ha	⑭	
利用者		水稻	0.69 ha	ha		0.69 ha	ha	⑮	
利用者		水稻	1.14 ha	ha		1.14 ha	ha	⑯	
利用者		水稻	0.23 ha	ha		0.23 ha	ha	⑰	
利用者		水稻	0.40 ha	ha		ha	ha	⑱	
利用者		水稻	1.12 ha	ha		ha	ha	⑲	
利用者		水稻	0.94 ha	ha		ha	ha	⑳	
利用者		水稻	0.14 ha	ha		0.14 ha	ha	㉑	今後交渉分
利用者		水稻	0.54 ha	ha		0.10 ha	ha	㉒	屋敷前
利用者		水稻	1.27 ha	ha		0.06 ha	ha	㉓	他人の屋敷裏
利用者		水稻	1.28 ha	ha		ha	ha	㉔	
利用者		水稻	0.87 ha	ha		0.05 ha	ha	㉕	屋敷裏
利用者		水稻	0.11 ha	ha		0.11 ha	ha	㉖	
利用者		水稻	1.10 ha	ha		0.09 ha	ha	㉗	屋敷裏
利用者		水稻	0.43 ha	ha		0.43 ha	ha	㉘	
利用者		水稻	0.99 ha	ha		0.10 ha	ha	㉙	屋敷横
利用者		水稻	0.86 ha	ha		ha	ha	㉚	
利用者		水稻	1.38 ha	ha		1.38 ha	ha	㉛	屋敷前

利用者		水稻	0.28 ha	ha		ha	ha	28	
利用者		水稻・小麦他	- ha	ha		0.42 ha	ha	32(増田以外の地主)に耕作交渉	
利用者		水稻・小麦他	- ha	ha		0.16 ha	ha	32(増田以外の地主)に耕作交渉	
利用者		水稻・小麦他	- ha	ha		0.28 ha	ha	32(増田以外の地主)に耕作交渉	
利用者		水稻、他	5.06 ha	ha		5.06 ha	ha	凡例無・白	川向・検討中
計	57経営体		30.93 ha	21.16 ha		31.00 ha	8.59 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1		乾燥調整と梱すり及び出荷	米・小麦・大豆・飼料米
2		ドローンで薬剤散布	水稻・麦・大豆
3		一部育苗管理	水稻
4		乾燥調整と梱すり	米
5		乗用管理機での薬剤散布	大豆
6		大豆の刈取り	大豆

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

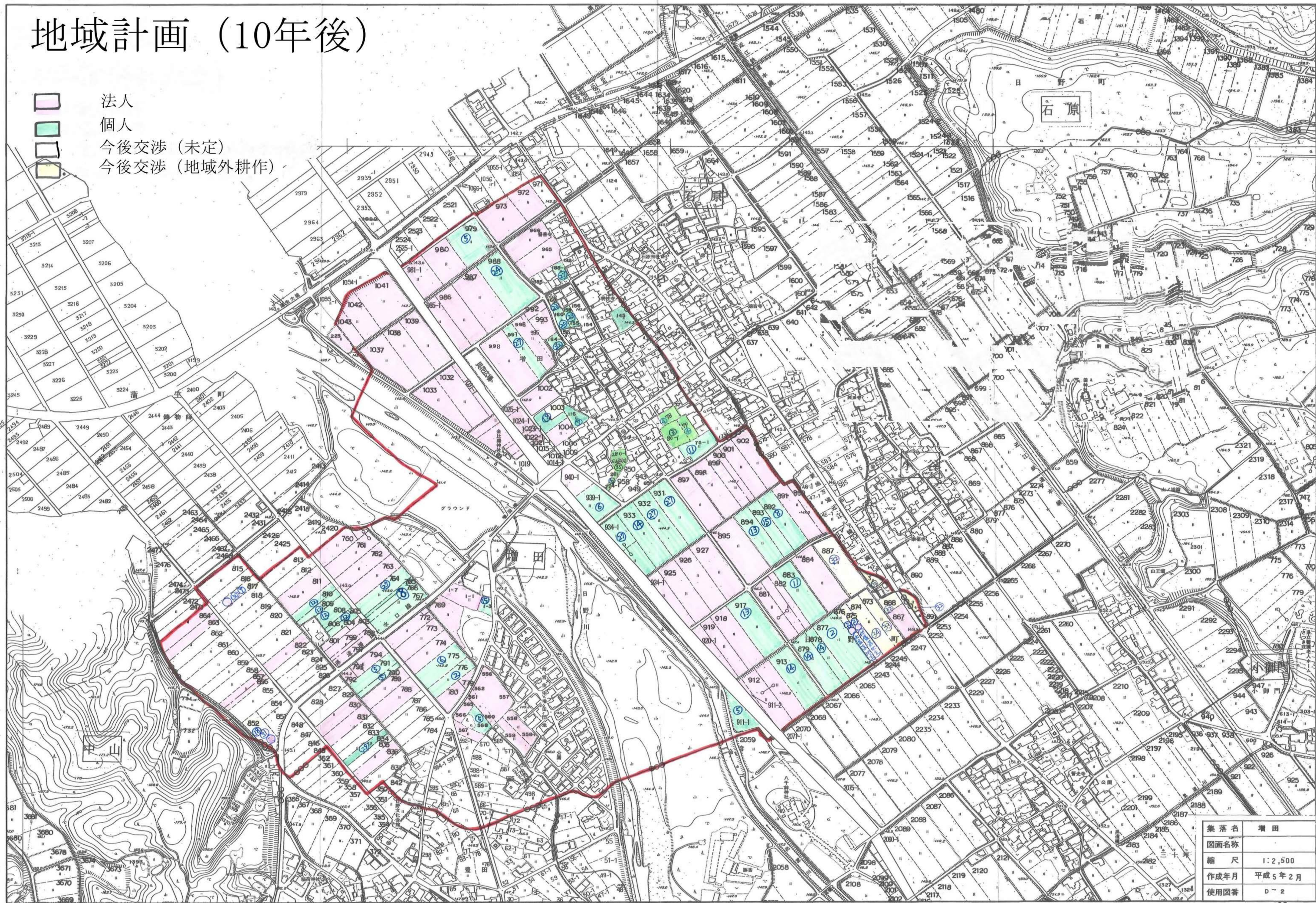
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

地域計画（10年後）

- 法人
- 個人
- 今後交渉（未定）
- 今後交渉（地域外耕作）



集落名	増田
図面名称	
縮尺	1:2,500
作成年月	平成5年2月
使用図番	D-2